

4 概要

全面的あるいは部分的に連続、断続を含む、同盟罷業、怠業を単独又は併用して行う。



兵庫県告示第930号

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、平成22年9月1日に、神戸市須磨区堀池町2-3-1山陽電気鉄道労働組合執行委員長熊野隆夫から次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

平成22年9月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 事件

山陽電気鉄道労働組合が主張する次の事項について

山陽電気鉄道株式会社が提案した「自動車事業の経営改善について」に対して提出した賃金・労働条件に関する要求ほか

2 日時

平成22年9月12日（日）午前0時から事件解決に至るまで

3 場所

山陽電気鉄道株式会社 神戸市長田区御屋敷通3-1-1 ほか山陽電気鉄道株式会社が経営する鉄道路線及び自動車路線の全職場（ただし、貸切バス及び他府県にまたがる高速バス路線を除く。）

4 概要

上記3に記した職場において同盟罷業を含む各種の争議行為及び使用者のロックアウトなど妨害排除のための対抗行為をその条件に応じて実施する。



兵庫県告示第931号

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、平成22年9月2日に、神戸市兵庫区駅南通3-4-33全日本建設交運一般労働組合兵庫合同支部執行委員長橋口逸雄から次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

平成22年9月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 事件

全日本建設交運一般労働組合兵庫合同支部が主張する次の事項について
会社清算の撤回と雇用確保に関する事項の早期解決

2 日時

平成22年9月13日（月）午前0時から事件解決に至るまで

3 場所

神戸市立垂水学校給食共同調理場 神戸市垂水区狩口台3-1-4

4 概要

全面的あるいは部分的に連続、断続を含む、同盟罷業、怠業を単独又は併用して行う。